

福祉最前線

改正障害者雇用促進法 ～概要と今後の課題～

松本 正志（一般財団法人全日本ろうあ連盟 福祉・労働委員会委員長）

今回の改正障害者雇用促進法（『障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律』以下「雇用促進法」）は、障害者権利条約の批准に向けて国内法整備の一つとして、2013（平成25）年6月に成立しました。

雇用促進法の概要と問題

雇用促進法の概要を述べたいと思います。大きなポイントは次の4つです。

- ①障害者に対する差別の禁止
 - ②合理的配慮の提供義務
 - ③苦情処理・紛争解決援助
 - ④法定雇用率の算定基礎の見直し
- 具体的にいいますと、

①では、障害を理由とする不当な差別的取り扱いを禁止することが明記されています。

②は、今後の大変な課題です。この法律では、事業主に対し、障害者が職場で働くに当たっての「支障を改善するための措置を講ずること」（合理的配慮の提供）を義務付けることが明記されています。

これは画期的である一方、この「合理的配慮の提供義務」は、事業主に対して過重な負担を及ぼす場合、その提供義務を負わないことも明記されています。「過重の負担」の内容や、誰が判断し決めるかという点については曖昧なままであります。

③では、①と②について、労働者である障害者から苦情を受け付けた際、事業主に対して自主的に解決することを努力義務で求めています。

自主的に解決できない場合は、事業主や労働者（障害者）の双方もしくは一方から、既存の紛争調整委員会や都道府県労働局長に解決の援助を求めることが可能です。

④では、2018（平成30）年4月1日から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが明記されています。

しかし、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に完全に含めるのは、2023（平成35）年4月からとなります。それまでの5年間は猶予期間とし、激変緩和措置（※）を行うこととしています。この背景には、雇用分科会において、「現段階では、精神

障害者を雇用できる一定の環境が整っていると判断できない」「算定基礎の変更について、実施時期を定めることは慎重であるべき」といった意見が出されたことが挙げられます。

障害者差別解消法との関係

雇用促進法と障害者差別解消法（以下「解消法」）との関係ですが、2つ述べたいと思います。

1つ目は、合理的配慮の義務についてです。解消法では、障害者と事業者との関係は事業分野ごとにさまざまであり、求められる配慮も多種多様であるという理由で民間事業者に対して努力義務とされ、そのうち雇用分野における具体的措置は雇用促進法に委ねるとされています。

しかし、その雇用促進法でも、事業主に対し「合理的配慮提供義務」を謳う一方で、事業主に対して過重な負担を及ぼす場合は、その義務を除くとしています。

2つ目は、この2つの法の施行時期が、2016（平成28）年4月からという点です。施行までなぜ3年間も待たなければならぬのでしょうか。

今年4月26日の自民党障害者特別委員会、同日の公明党障害者委員会で、内閣法制局から解消法を3年後に施行する理由について説明がありました。まず2年間は、政府が基本方針を策定し、事業分野別の指針（ガイドライン）を各省庁が作成する期間とし、残りの1年間は行政や事業者などに周知・対応するための準備に充てるというものでした。

説明を受けた障害者団体からは、施行までの期間を2年間にできないかという意

見も出されました。内閣法制局は一貫して2年間では困難という回答でした。

今後の取り組み

今後の課題は2つあると思います。

- ①聴覚障害者への合理的配慮の基準作り
- ②雇用分野の指針（ガイドライン）の策定はどこで行われるのか

全日本ろうあ連盟では、合理的配慮の基準について、聴覚障害者制度改革推進本部と協議しながら、アンケートなどの調査を進めたいと思っています。また、すでに合理的配慮を実践している企業などの好事例も集めたいと思っています。

また、雇用促進法では、ガイドラインは公労使障（公益または行政、労働者、使用者、障害者）の四者で構成される雇用分科会の意見を踏まえて定めることになっています。ガイドラインでは具体的な事例も示すことになっており、この雇用分科会で、いかに多く障害特性事例を示せるかが重要です。こういった場に、聴覚障害者自身が委員となり会議で発言をすることで、聴覚障害者の意見を反映できるよう、積極的に取り組んでいきたいと思っています。

※【激変緩和措置の内容】

- 2013年4月1日～2018年3月31日
身体障害者・知的障害者を算定基礎として計算した率（2.0%）
- 2018年4月1日～2023年3月31日
身体障害者・知的障害者を算定基礎として計算した率と
身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として計算した率との間での政令で定める率
- 2023年4月1日以降
身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として計算した率

（厚生労働省ホームページより）